

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年5月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）		
<p>第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。</p> <p>このうち、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有してきていましたが、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。</p> <p>第2 米穀の需給の見通しに関する事項 1 令和6/7年の需要実績 (1) 需要実績の対象期間及び対象米穀 米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。 また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。</p> <p>(2) 算出方法 需要実績の算出方法については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。</p>	<p>第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。</p> <p>このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、平成30年産以降は、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、政府が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。</p> <p>また、政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。</p> <p>第2 米穀の需給の見通しに関する事項 1 令和5/6年の需要実績 (1) 需要実績の対象期間及び対象米穀 米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。 また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。</p> <p>(2) 算出方法 需要実績は、令和5年産主食用米等生産量、令和5年6月末民間在庫量及び令和6年6月末民間在庫量を基に算出します。</p> <p>表1 令和5/6年の需要実績の算出方法</p> <table border="1" data-bbox="1062 1690 1902 1913"> <tr> <td> 需要実績 = ① + ② - ③ ① 令和5年産主食用米等生産量 ② 令和5年6月末民間在庫量 ③ 令和6年6月末民間在庫量 </td> </tr> </table>	需要実績 = ① + ② - ③ ① 令和5年産主食用米等生産量 ② 令和5年6月末民間在庫量 ③ 令和6年6月末民間在庫量	<p>第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針 米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。</p> <p>このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、平成30年産以降は、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。</p> <p>また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。</p> <p>第2 米穀の需給の見通しに関する事項 1 令和5/6年の需要実績 (1) 需要実績の対象期間及び対象米穀 米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。 また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。</p> <p>(2) 算出方法 需要実績は、令和5年産主食用米等生産量、令和5年6月末民間在庫量及び令和6年6月末民間在庫量を基に算出します。</p> <p>表1 令和5/6年の需要実績の算出方法</p> <table border="1" data-bbox="2003 1690 2843 1913"> <tr> <td> 需要実績 = ① + ② - ③ ① 令和5年産主食用米等生産量 ② 令和5年6月末民間在庫量 ③ 令和6年6月末民間在庫量 </td> </tr> </table>	需要実績 = ① + ② - ③ ① 令和5年産主食用米等生産量 ② 令和5年6月末民間在庫量 ③ 令和6年6月末民間在庫量
需要実績 = ① + ② - ③ ① 令和5年産主食用米等生産量 ② 令和5年6月末民間在庫量 ③ 令和6年6月末民間在庫量				
需要実績 = ① + ② - ③ ① 令和5年産主食用米等生産量 ② 令和5年6月末民間在庫量 ③ 令和6年6月末民間在庫量				

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）（案）

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年5月）

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）

（3）需要実績（速報値）

（2）により算出した令和6/7年（令和6年7月から令和7年6月までの1年間）の需要実績（速報値）は、（2）の算出方法が決定次第記載します。

（3）需要実績（確定値）

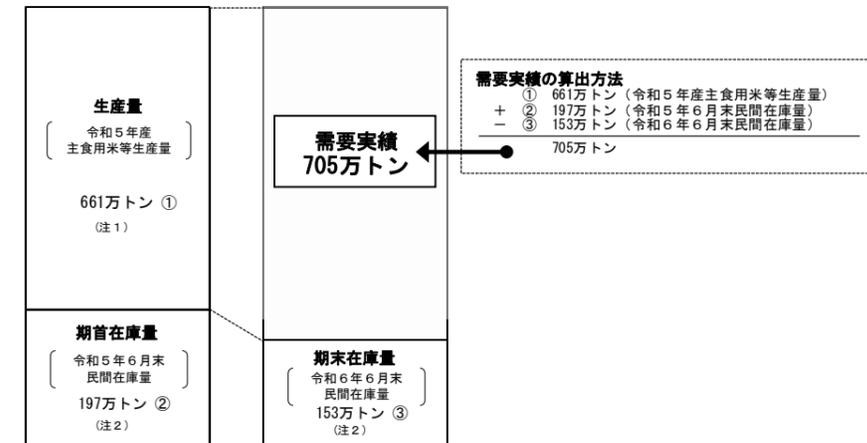
前記方法により算出した令和5/6年（令和5年7月から令和6年6月までの1年間）の需要実績（確定値）は、図1のとおり705万トンとなります。

（3）全国の需要実績（速報値）

前記方法により算出した令和5/6年（令和5年7月から令和6年6月までの1年間）の需要実績（速報値）は、図1のとおり702万トンとなります。

なお、令和5/6年の需要実績については、令和6年11月30日までに見直す米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。

図1 令和5/6年の需要実績



注1：主食用米等生産量は、令和5年産水稻の収穫量(主食用)（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。
注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稻を作付けた生産者の在庫量（推計値）を加えたものである。
注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

2 令和7/8年の需要見通し（推計値）

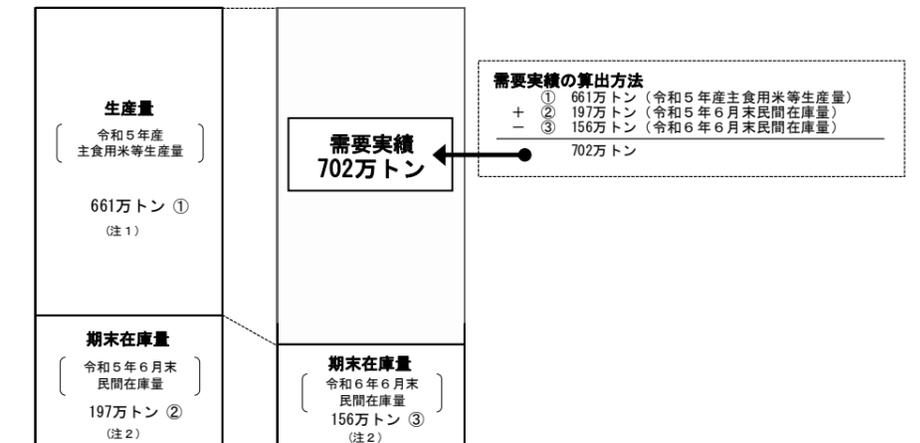
需要見通しの算出方法については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

2 令和6/7年及び令和7/8年の需要見通し（推計値）

需要見通しについては、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年11月の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）において採用した、1人当たり消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じる手法により、算出することとします。

- 具体的には、
- ① 平成8/9年から令和5/6年までの需要実績をそれぞれ当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量を算出
 - ② ①で算出した値を用いたトレンド（回帰式）で、令和6/7年（令和6年7月から令和7年6月まで）及び令和7/8年（令和7年7月から令和8年6月まで）の1人当たり消費量（推計値）を算出
 - ③ ②で算出した値に令和6年及び令和7年の人口（推計値）を乗じて算出

図1 令和5/6年の需要実績（速報値）



注1：主食用米等生産量は、令和5年産水稻の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。
注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稻を作付けた生産者の在庫量推計値を加えたものである。
注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

2 全国の令和6/7年の需要見通し（推計値）

全国の需要見通しについては、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年11月の基本指針において採用した、1人当たり消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じる手法により、算出することとします。

- 具体的には、
- ① 平成8/9年から令和5/6年までの需要実績をそれぞれ当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量を算出
 - ② ①で算出した値を用いたトレンド（回帰式）で、令和6/7年（令和6年7月から令和7年6月まで）の1人当たり消費量（推計値）を算出
 - ③ ②で算出した値に令和6年の人口（推計値）を乗じて算出することとします。結果は図2及び表2のとおりとなります。

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）（案）

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年5月）

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）

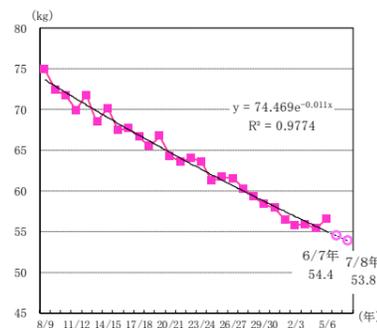
することとします。結果は図2及び表2のとおりとなります。

図2 令和6/7年及び令和7/8年の需要見通しの算出方法

- ① 平成8/9年から令和5/6年までの1人当たり消費量を算出 ② 令和6/7年及び令和7/8年の1人当たり消費量(推計値)を算出

年	需要実績①	人口②	1人当たり消費量①/②
8/9	943.8	125,859	75.0
9/10	912.9	126,157	72.4
10/11	907.3	126,472	71.7
11/12	885.9	126,667	69.9
12/13	911.5	126,926	71.8
13/14	872.1	127,316	68.5
14/15	894.7	127,486	70.2
15/16	861.6	127,694	67.5
16/17	865.4	127,787	67.7
17/18	851.7	127,768	66.7
18/19	837.5	127,901	65.5
19/20	854.5	128,033	66.7
20/21	823.6	128,084	64.3
21/22	814.1	128,032	63.6
22/23	820.0	128,057	64.0
23/24	813.3	127,834	63.6
24/25	781.1	127,593	61.2
25/26	786.6	127,414	61.7
26/27	782.5	127,237	61.5
27/28	766.2	127,095	60.3
28/29	754.0	127,042	59.4
29/30	739.6	126,919	58.3
30/元	734.6	126,749	58.0
元/2	714.4	126,555	56.4
2/3	704.0	126,146	55.8
3/4	701.5	125,502	55.9
4/5	691.1	124,947	55.3
5/6	704.9	124,352	56.7

年	x	1人当たり消費量(y)
8/9	1	75.0
9/10	2	72.4
10/11	3	71.7
11/12	4	69.9
12/13	5	71.8
13/14	6	68.5
14/15	7	70.2
15/16	8	67.5
16/17	9	67.7
17/18	10	66.7
18/19	11	65.5
19/20	12	66.7
20/21	13	64.3
21/22	14	63.6
22/23	15	64.0
23/24	16	63.6
24/25	17	61.2
25/26	18	61.7
26/27	19	61.5
27/28	20	60.3
28/29	21	59.4
29/30	22	58.3
30/元	23	58.0
元/2	24	56.4
2/3	25	55.8
3/4	26	55.9
4/5	27	55.3
5/6	28	56.7
6/7	29	54.4
7/8	30	53.8



注:人口は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の値である。

- ③ 令和6/7年及び令和7/8年の1人当たり消費量(推計値)に令和6年及び令和7年の人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	6/7年	7/8年
1人当たり消費量(推計値) ①	54.4kg	53.8kg
人口(推計値) ②	123,790千人	123,208千人
需要見通し ①×②	673.8万トン	663.4万トン

注1:人口(推計値)は、令和6年においては「人口推計(総務省、令和6年10月公表)」の総人口(令和6年10月1日現在(概算値)。以下「令和6年10月現在人口」という。)、令和7年においては令和6年10月現在人口に「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表)」の令和6年10月1日から令和7年10月1日までの総人口(出生中位・死亡中位推計)の減少率を乗じて算出した値。

注2:図中の需要見通しは、1人当たり消費量(推計値)の実数に、人口(推計値)の実数を乗じて算出した値のため、図中の1人当たり消費量(推計値)(小数点第2位を四捨五入)に人口(推計値)(小数点第1位を四捨五入)を乗じて算出した値とは一致しない。

表2 令和6/7年及び令和7/8の需要見通し(推計値)

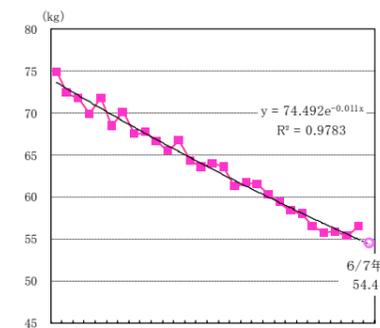
令和6/7年	674万トン
令和7/8年	663万トン

図2 令和6/7年の需要見通しの算出方法

- ① 平成8/9年から令和5/6年までの1人当たり消費量を算出 ② 令和6/7年の1人当たり消費量(推計値)を算出

年	需要実績①	人口②	1人当たり消費量①/②
8/9	943.8	125,859	75.0
9/10	912.9	126,157	72.4
10/11	907.3	126,472	71.7
11/12	885.9	126,667	69.9
12/13	911.5	126,926	71.8
13/14	872.1	127,316	68.5
14/15	894.7	127,486	70.2
15/16	861.6	127,694	67.5
16/17	865.4	127,787	67.7
17/18	851.7	127,768	66.7
18/19	837.5	127,901	65.5
19/20	854.5	128,033	66.7
20/21	823.6	128,084	64.3
21/22	814.1	128,032	63.6
22/23	820.0	128,057	64.0
23/24	813.3	127,834	63.6
24/25	781.1	127,593	61.2
25/26	786.6	127,414	61.7
26/27	782.5	127,237	61.5
27/28	766.2	127,095	60.3
28/29	754.0	127,042	59.4
29/30	739.6	126,919	58.3
30/元	734.6	126,749	58.0
元/2	714.4	126,555	56.4
2/3	704.0	126,146	55.8
3/4	701.5	125,502	55.9
4/5	691.1	124,947	55.3
5/6	701.9	124,352	56.4

年	x	1人当たり消費量(y)
8/9	1	75.0
9/10	2	72.4
10/11	3	71.7
11/12	4	69.9
12/13	5	71.8
13/14	6	68.5
14/15	7	70.2
15/16	8	67.5
16/17	9	67.7
17/18	10	66.7
18/19	11	65.5
19/20	12	66.7
20/21	13	64.3
21/22	14	63.6
22/23	15	64.0
23/24	16	63.6
24/25	17	61.2
25/26	18	61.7
26/27	19	61.5
27/28	20	60.3
28/29	21	59.4
29/30	22	58.3
30/元	23	58.0
元/2	24	56.4
2/3	25	55.8
3/4	26	55.9
4/5	27	55.3
5/6	28	56.4
6/7	29	54.4



注:人口は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の値である。

- ③ 令和6/7年の1人当たり消費量(推計値)に令和6年の人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	6/7年
1人当たり消費量(推計値) ①	54.4kg
人口(推計値) ②	123,788千人
需要見通し ①×②	673.4万トン

注1:人口(推計値)は、「人口推計(総務省、令和6年3月公表)」の総人口(令和5年10月1日現在)に、「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表)」の令和5年10月1日から令和6年10月1日までの総人口(出生中位・死亡中位推計)の減少率を乗じて算出した値。

注2:図中の需要見通しは、1人当たり消費量(推計値)の実数に、人口(推計値)の実数を乗じて算出した値のため、図中の1人当たり消費量(推計値)(小数点第2位を四捨五入)に人口(推計値)(小数点第1位を四捨五入)を乗じて算出した値とは一致しない。

表2 令和6/7年の需要見通し(推計値)

令和6/7年	673万トン
--------	--------

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年5月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）
<p>3 令和7/8年の需給見通し 令和7/8年の需給見通しについては、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。</p>	<p>3 令和6/7年及び令和7/8年の需給見通し</p> <p>(1) 令和6/7年の需給見通し 令和6/7年の需給見通しは、表3のとおりです。</p> <p>① 供給量 ア 令和6年6月末の民間在庫量（確定値）は、153万トンです。 イ 令和6年産主食用米等の生産量は、679万トン（令和6年産水稻の収穫量（主食用）（確報））です。 ウ この結果、令和6/7年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、832万トンとなります。</p> <p>② 需要量 令和6/7年の主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した674万トンです。</p> <p>③ 令和7年6月末の民間在庫量 令和7年6月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して158万トンと見通されます。</p> <p>(2) 令和7/8年の需給見通し 令和7/8年の需給見通しは、表3のとおりです。</p> <p>① 供給量 ア 令和7年6月末の民間在庫量は、(1)の③により158万トンと見通されます。 イ 令和7年産主食用米等の生産量の見通しは、令和6年10月の基本指針で設定した683万トンとします。 ウ この結果、令和7/8年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、841万トンとなります。</p> <p>② 需要量 令和7/8年の主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した663万トンです。</p> <p>③ 令和8年6月末の民間在庫量 令和8年6月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して178万トンと見通されます。</p>	<p>3 令和6/7年の需給見通し</p> <p>令和6/7年の需給見通しは、表3のとおりです。</p> <p>(1) 供給量 ① 令和6年6月末の民間在庫量（速報値）は、156万トンです。 ② 令和6年産主食用米等の生産量は、令和6年3月の基本指針で設定した669万トンです（令和6年産主食用米等の生産量は、作柄等により上下します。）。 ③ この結果、令和6/7年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、825万トンとなります。</p> <p>(2) 需要量 令和6/7年の主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した673万トンです。</p> <p>(3) 令和7年6月末の民間在庫量 令和7年6月末の民間在庫量は、(1)の供給量及び(2)の需要量から算出して152万トンと見通されます。</p>

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）（案）

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年5月）

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

(1) 政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施

また、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「CPTPP協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の1月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。

表3 令和6/7年及び令和7/8年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	A	153
	令和6年産主食用米等生産量	B	679
	令和6/7年主食用米等供給量計	C = A + B	832
	令和6/7年主食用米等需要量	D	674
	令和7年6月末民間在庫量	E = C - D	158

令和7/8年	令和7年6月末民間在庫量	E	158
	令和7年産主食用米等生産量	F	683
	令和7/8年主食用米等供給量計	G = E + F	841
	令和7/8年主食用米等需要量	H	663
	令和8年6月末民間在庫量	I = G - H	178

注1：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の1の買付けを行ったSBS方式による輸入数量及び第4の2のSBS方式による輸入予定数量は含まれない。

注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

(1) 政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施

また、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「CPTPP協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の1月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。

表3 令和6/7年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量	A	156
	令和6年産主食用米等生産量	B	669
	令和6/7年主食用米等供給量計	C = A + B	825
	令和6/7年主食用米等需要量	D	673
	令和7年6月末民間在庫量	E = C - D	152

注1：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の2のSBS方式による輸入米は含まれない。

注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施

また、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（平成30年12月30日発効。以下「CPTPP協定」という。）に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（なお、当該買入れは、その前年の1月から12月までに豪州から実際に輸入した数量に相当する量の当年産米に係る事前契約により行うものとする。上記に即して備蓄運営が行われた場合の基本的な買入数量は、20万トンから21万トンまでの範囲となる。）。

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）（案）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年5月）	米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）
<p>④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売 なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降に行うものとする。</p> <p>⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定 としています。</p> <p>(2) 他方、毎年11月30日までにを行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。</p> <p>(3) (1)の⑤の放出及び(2)の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則5年以内）に当該備蓄米と同等量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。</p> <p>(4) なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。</p>	<p>④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売 なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降の入札により行うものとする。</p> <p>⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定 としています。</p> <p>(2) 他方、毎年11月30日までにを行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。</p> <p>(3) (1)の⑤の放出及び(2)の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則5年以内）に当該備蓄米と同等量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。</p> <p>(4) なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。</p>	<p>④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売 なお、加工原材料用販売（従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。）については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降の入札により行うものとする。</p> <p>⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定 としています。</p> <p>他方、毎年11月30日までにを行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。</p> <p>なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。</p>
<p>2 令和7/8年の備蓄運営 令和7年産米の備蓄米としての買入れについては、需給状況にかんがみ、当面中止するとともに、買戻し条件付き売渡しに係る買戻しについては、行っていませんが、需給環境が大きく変化し、買入れ又は買戻しの環境が整った場合には、備蓄水準の回復に向けて計画的に行うこととします。 また、備蓄量については、現在行っている主食用としての備蓄米の売渡予定数量（81万トン）及び加工原材料用としての備蓄米の</p>	<p>2 令和6/7年の備蓄運営 令和6年産米の備蓄米としての買入契約数量は17万トンとなりました。 備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（6月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、9万トンから17万トンまでの範囲内で非主食用に販売することとします。 以上を踏まえた令和6/7年の備蓄運営は、表4のとおりです。</p>	<p>2 令和6/7年の備蓄運営 令和6年産米の備蓄米としての買入契約数量は17万トンとなりました。 備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（6月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、9万トンから17万トンまでの範囲内で非主食用に販売することとします。 以上を踏まえた令和6/7年の備蓄運営は、表4のとおりです。</p>

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年7月）（案）

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（7年5月）

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（6年7月）

売渡予定数量（7.5万トン）を全て売り渡した場合、7.5万トンとなります。
 こうした状況を踏まえた令和7/8年の備蓄運営については、今後行う検証等を踏まえて検討の上、決定します。

第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1 令和6会計年度の輸入状況

令和6会計年度においては、令和6年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,960トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入についても全量を買付けました。

2 令和7会計年度の輸入方針

令和7会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。

表4 令和6/7年の備蓄運営

（単位：万トン）

令和6年6月末備蓄量	A	91
令和6年産米買入契約数量	B	17
令和6/7年非主食用販売量	C	9~17
令和7年6月末備蓄量	D=A+B-C	91~99

第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1 令和6会計年度の輸入状況

令和6会計年度においては、令和6年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,960トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入10万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入についても全量を買付けました。

2 令和7会計年度の輸入方針

令和7会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。

表4 令和6/7年の備蓄運営

（単位：万トン）

令和6年6月末備蓄量	A	91
令和6年産米買入契約数量	B	17
令和6/7年非主食用販売量	C	9~17
令和7年6月末備蓄量	D=A+B-C	91~99

第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1 令和5会計年度の輸入状況

令和5会計年度においては、令和5年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,720トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入7万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入については6,198トンを買付けました。

2 令和6会計年度の輸入方針

令和6会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間6,960トンとします。